

2013年2月14日
(平成25年)

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

特定非営利活動法人関係事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2013年1月31日付けで諮問（第539号）された特定非営利活動法人関係事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

現在、神奈川県が行っている特定非営利活動法人関係事務については、市民活動団体の法人化に向けた相談から設立認証、登記までの一連の手続きを、全て市内で行うことができるようになることで、事務の効率化を図るとともに、団体の活動に対する支援の強化を図ることを目的として、神奈川県からの事務の権限移譲を受け、平成25年4月1日から開始するものである。

権限移譲される主な事務の概要としては、法人設立の認証、法人からの年度報告書等の受領、役員または定款等の変更に係る手続き、法人の解散または合併の手続きとなる。

この手続きに関し、以下の2点の事務処理について、コンピュータ処理による必要があることを諮問するものである。

ア 住民基本台帳ネットワークの利用

上記の事務において、団体から提出された役員名簿の中に県内市外の住所の方がいる場合、神奈川県特定非営利活動促進法施行条例及び藤沢市特定非営利活動促進法施行細則（案）に基づき、住民基本台帳ネットワークシステム（以下、「住基ネット」）を利用し、住所等の確認を行う。

なお、事務を所管する市民自治推進課の事務室には住基ネット端末が存在しないため、限定した市民自治推進課職員が市民窓口センターの住基ネット端末を使用し、住所等の確認を行うものである。

イ 電子申請・届出システムの利用

本市では、インターネットを活用して自宅やオフィスから安心して行政手続を行うことができる電子自治体の取組みを推進し、市民の負担軽減や利便性の向上を図るとともに、行政事務の簡素化及び効率化を進めるために、神奈川県及び県内31市町村（川崎市、横須賀市を除く。）と電子自治体共同運営事業を進めている。

この電子自治体共同運営事業において、利用者本人が、インターネットによる利用者登録を行うとともに、電子申請・届出システムを利用してオンラインで行政手続を行うものである。

(2) コンピュータ処理

ア 住民基本台帳ネットワークの利用

(ア) コンピュータ処理の必要性

この事務の実施にあたり、すでに神奈川県では特定非営利活動促進法施行条例に基づき、住基ネットによる住所等の確認を行っている。事務の移譲を受けるにあたり、サービスレベルの維持及び制度の目的から、迅速かつ正確な事務処理を求められるので、コンピュータによる処理が必要であると考える。

(イ) 利用する個人情報の項目

県内市外の役員の氏名、住所

(ウ) 安全対策

住基ネットについては、非公開系ネットワークシステムであり、外部との接続を行わないため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止している。

住基ネットでのデータの確認及び印刷は、市民窓口センターに設置されている住基ネット端末6台のうち、2台に限定して情報提供アプリケーションを導入して使用する。また、端末を操作する者は、市民自治推進課市民自治推進担当職員4名に限定するとともに、専用のICカード及びパスワードによって、閲覧できる情報を県内市外の情報に制限する。

イ 電子申請・届出システムの利用

(ア) コンピュータ処理の必要性

この電子申請・届出システムを利用するにあたり、利用者は、本人の利用者情報を登録するとともに、利用の都度、自治体ごとに制定した利用者規約に同意する。登録を行った利用者には、利用者IDが交付され、本人が指定したパスワードと併せログインすることで、システムを利用することが可能となる。

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、「電子自治体の総合窓口」として、事務を24時間365日、インターネット上で展開するものである。

これは、総合的かつ汎用的な受付処理を電子的に行うものであり、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化を進めることができることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

(イ) 対象手続（記録の名称）

対象手続は、「事業報告書等の提出」「役員の変更等の届出」「定款変更の認証申請」「定款変更の届出」「残余財産譲渡の認証申請」である。

対象手続については、書面でも受付しているが、電子情報処理組織を使用して、届出を受け付けるものである。

(ウ) 電子申請・届出システムで取扱う個人情報について

電子申請で取扱う情報は、従来の書面による届出書の情報にメールアドレスを追加する。

取扱う個人情報は、以下のとおりとなる。

手続名	提出書類	取り扱う個人情報
事業報告書等の提出	電子申請・届出システム	届出者の氏名、電話番号、FAX番号
	事業報告書	なし
	財産目録	なし
	貸借対照表	なし
	活動計算書（収支計算書）	なし
	役員名簿	役員の名、住所又は居所、役職
	社員のうち10人以上の者の名簿	社員の氏名、住所又は居所
	変更後の定款	役員の名
	定款変更に係る認証書の写し	なし
	定款変更に係る登記事項証明書の写し	なし
役員の変更等の届出	役員の変更等届出書（第5号様式）	代表者の氏名、電話番号、役員の名、住所
	誓約及び就任承諾書の謄本	役員の名、住所、生年月日
定款変更の届出	定款変更届出書（第6号様式）	代表者の氏名、電話番号
定款変更の認証申請	定款変更認証申請書（第5号様式）	代表者の氏名、電話番号、役職
	定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本	議事録署名人の氏名
	変更後の定款	役員の名
	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	なし
	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	なし
残余財産譲渡の認証申請	残余財産譲渡認証申請書	清算人の氏名、住所、電話番号
	残余財産譲渡認証申請書（添付用）	残余財産の譲渡を受ける者の氏名

- a 上記の表に記載された情報（以下、「申請書情報」）は、自治体ごとにデータベースに格納・管理する。
- b データベースに格納された申請書情報は、申請先の業務担当者以外は参照・修正できない。
- c 業務の担当者は審査等にあたり、担当事務の申請書情報を取扱う。
- d システム利用者は、必要に応じ申請・届出の審査状況等をシステムに照会できる。

(エ) システムの安全性について

今回利用する電子申請・届出システムは、2009年12月10日付け諮問第417号で諮問し、同日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第417号で承認された、神奈川県及び県内市町村で利用する電子自治体共同運営システムである。

a 契約方法

システムを運営する次世代電子自治体推進企業コンソーシアム（代表事業者：日本電気株式会社 神奈川支社 支社長）と神奈川県が委託契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を結んでシステムを利用する。また、本市はシステムを運営する同コンソーシアムと個別の個人情報の取扱いに関する業務委託契約書を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督する。

b ネットワーク

電子申請・届出システムでは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがファイアウォール（F/W）等により十分に確保されている。また、インターネット通信は、SSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は、自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、LGWANの通信についてもF/Wや暗号化等によりセキュリティが確保されるとともに、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wを設置し、セキュリティ対策を行っている。

c 施設要件

国が定める「情報システム安全対策基準」を全て満たしており、具体的な施設への入退室の手順は次のとおり厳格に管理を実施する。①入室の事前申請、②作業決裁権者による承認、③施設警備員による写真付身分証の確認、④ワンタイムICカードの交付、⑤生体認証。

また、ラックの鍵は施設管理者が管理しており、必要なときに必要なラックのみにしか触れない管理を実施する。

d 管理基準

プライバシーマーク及びISMSに基づき「セキュリティ基本方針」「セキュリティ実施規程」を策定し、国が定める「情報システム安全対策基準」及び「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」に準拠した運用を実施する。

(3) 実施時期

2013年（平成25年）年4月1日（予定）

(4) 提出資料

- ・資料1 特定非営利活動促進法施行条例（神奈川県）
- ・資料2 特定非営利活動促進法施行細則（案）

（住基ネットの利用）

- ・資料3 住基ネット端末の操作の概要

（電子申請・届出システム）

- ・資料4 事務処理フロー
- ・資料5 「事業報告書等の提出」画面及び書式
- ・資料6 「役員の変更等の届出」画面及び書式
- ・資料7 「定款変更の届出」画面及び書式
- ・資料8 「定款変更の認証申請」画面及び書式
- ・資料9 「残余財産譲渡の認証申請」画面及び書式

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするのである。

(1) 住民基本台帳ネットワークの利用

ア コンピュータ処理を行う必要性について

この事務の実施にあたり、すでに神奈川県では特定非営利活動促進法施行条例に基づき、住基ネットによる住所等の確認を行っている。事務の移譲を受けるにあたり、サービスレベルの維持及び制度の目的から、迅速かつ正確な事務処理を求められるので、コンピュータによる処理が必要である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

(ア) 住基ネットについては、非公開系ネットワークシステムであり、外部との接続を行わないため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止している。

(イ) 住基ネットでのデータの確認及び印刷は、市民窓口センターに設置さ

れている住基ネット端末6台のうち、2台に限定して情報提供アプリケーションを導入して使用する。

- (ウ) 端末を操作する者は、市民自治推進課市民自治推進担当職員4名に限定するとともに、専用のICカード及びパスワードによって、閲覧できる情報を県内市外の情報に制限する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、住民基本台帳ネットワークの利用に係るコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

(2) 電子申請・届出システムの利用

ア コンピュータ処理の必要性について

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、「電子自治体の総合窓口」として、事務を24時間365日、インターネット上で展開するものである。

これは、総合的かつ汎用的な受付処理を電子的に行うものであり、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化を進めることができることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

イ 対象手続

本件の対象手続は、「事業報告書等の提出」「役員の変更等の届出」「定款変更の認証申請」「定款変更の届出」「残余財産譲渡の認証申請」であり、その性質上電子申請・届出システムを利用しても問題はない。

ウ 安全対策について

今回利用する電子申請・届出システムは、2009年12月10日付け諮問第417号で諮問し、同日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第417号で承認された、神奈川県及び県内市町村で利用する電子自治体共同運営システムである。

(ア) 契約方法

システムを運営する次世代電子自治体推進企業コンソーシアム（代表事業者：日本電気株式会社 神奈川支社 支社長）と神奈川県が委託契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を結んでシステムを利用する。また、本市はシステムを運営する同コンソーシアムと個別の個人情報の取扱いに関する業務委託契約書を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督する。

(イ) ネットワーク

電子申請・届出システムでは、市民利用者側が通信するインターネッ

トからのセキュリティがファイアウォール（F/W）等により十分に確保されている。また、インターネット通信は、SSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は、自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、LGWANの通信についてもF/Wや暗号化等によりセキュリティが確保されるとともに、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wを設置し、セキュリティ対策を行っている。

(ウ) 施設要件

国が定める「情報システム安全対策基準」を全て満たしており、具体的な施設への入退室の手順は次のとおり厳格に管理を実施する。①入室の事前申請、②作業決裁権者による承認、③施設警備員による写真付身分証の確認、④ワнтаイムICカードの交付、⑤生体認証。

また、ラックの鍵は施設管理者が管理しており、必要なときに必要なラックのみにしか触れない管理を実施する。

(エ) 管理基準

プライバシーマーク及びISMSに基づき「セキュリティ基本方針」「セキュリティ実施規程」を策定し、国が定める「情報システム安全対策基準」及び「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」に準拠した運用を実施する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、電子申請に係るコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上